

## 第三次 「市民を守る魅力ある消防団づくり」基本計画

消防本部では、鹿角市消防団の行政改革に基づき、消防団の活性化を図ることを目的に平成18年4月にワーキンググループを設置し、「市民を守る魅力ある消防団づくり」基本計画を策定。平成19年度から各実施項目に取り組み、一定の成果、評価を得ている。

一方で、長く続く団員数の定員割れ、居住密集地と道路網の変化、自主防災組織との関わり、新築移転した消防庁舎の防災拠点施設としての有効活用など新たな課題も見えてきた。

鹿角市「第6次鹿角市総合計画基本構想 H28-R2」後期計画について検証、検討を行い、新たな計画を策定して、令和3年度にスタートした「第7次鹿角市総合計画前期基本計画実施計画 R3-R7」に反映させた。また、消防団においては年額報酬等の処遇改善について国から発出され、「消防団の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号）において示した「非常勤消防団員の報酬等の基準」に沿った条例改正及び予算措置を行うよう求められおり、令和4年度に第一段階として一部改正を行った。

### 第1 消防団の組織について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全確保に資することを目的として、議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)」が公布・施行されたことに伴い、消防団員の積極的な確保と処遇の改善、活動の充実強化を図るため、装備の改善及び消防相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとして規定された。

#### (1) 消防団員の定員について

地域防災の要となっている消防団員は、常備消防が整備されている現在においても、なお重要な役割を果たしていることと、市町村国民保護計画では、消防団は有事における地域住民の避難誘導を任務とする大きな役割が示されている。しかし、定数の改正は平成4年改正以降行われておらず、実員と定数が大きく乖離しているため、早期に分団、部単位での統廃合を進め、今後、少子高齢化に伴い団員数が激減した場合には更なる組織改編を確立していく。

### 第2 消防団員の確保と処遇改善

消防団活動の必要性について市民の理解を深めてもらうため、デジタルツールの活用により広報活動の強化を図っていく。特に訓練が厳しい、災害活動における危険性が高い、多くの時間が拘束されるなどの消防団に対する「マイナスイメージ」が先行している状況からも、「自らの地域は自らが守る」という消防団本来の活動と、それに伴う充実感や達成感、団員同士の連帯感などの魅力を広くPRし、団員確保に向けた様々な取組

を実施していく。

#### (1) 消防団員の各階級における定年の延長及び勤務地消防団員制度の導入

消防団員のサラリーマン化に伴い、日中団員が地域に不在となる傾向にある。団員には階級に応じて定年を設けているが、(消防団長を除く)退職理由として約7割が定年退団のほか、自己都合が3割となっており、新規団員の確保が困難な地域も多く、団員数が減少傾向にある。

そのため、新たに開設した「鹿角市消防団ホームページ」及びSNS(ソーシャルネットワークサービス)などを活用した消防団員入団促進事業を新たに展開することとしている。

また、今後、消防団協力事業所の新規加入を進める。

#### (2) 公務員と消防団員の入団促進

地方公務員が消防団として活動することは、地域防災の推進を図るうえで住民からも理解を得やすくなるとともに、職員にとっても消防行政の理解促進につながるものであり、今後も加入促進に取り組む。

#### (3) 女性消防団員の活躍推進について

女性の能力を活かすことにより組織の活性化を図り、地域のニーズに応える方策として、女性消防団員を採用する動きが全国的に広まり、男女共同参画の流れを受けて、女性の消防団への参加意欲も高まっている。

現在、鹿角市における女性消防団員は33名で、全消防団員の約4%を占めており、本部付女性消防団員は13名が在籍し、本部付団員の定員を満たしている。

全国的に女性消防団員は増加の傾向である一方、妊娠や育児、家事や介護等で団員として活動が制限されている団員も多く、活動できないことについて本人が負い目を感じたり、報酬支給について他団員から不満が生じたりする問題が発生している。

この対策として、団員の身分を保持(男性含む)したまま、一定期間活動を休止できる休団制度を導入、休団期間中の処遇、大規模災害出動時の対応、休団期間の上限等を定め、退団せずに復帰できる環境は確立出来たが、更なる処遇改善、活動環境の整備に努めていく。

#### (4) 出動報酬(出動手当)及び年額報酬の改定

出動手当を出動報酬に移行して災害時の活動時間で区分し、4時間未満で3,000円4時間以上で6,000円に改正(R4.4)した。

今後は、国から発出された、「消防団の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付け消防地第171号)において示した「非常勤消防団員の報酬等の基準」に沿った条例改正、年額報酬等の引き上げを検討する。

(円)

	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
鹿角市	68,900	55,700	37,800	33,600	23,400	22,300	21,000

#### (5) 新活動服の採用

消防団の装備の基準の改正（平成 26 年 2 月 7 日消防庁告示第 2 号）に伴い、消防団員の活動服が見直されたことから、消防団員服制基準の活動服に仕様の変更を検討する。

現在の一部の団員の活動服は、更新貸与初期の地区が付された一連番号制以前の分団名の刺繍が施されていて、新規入団団員と整合性が図られていない状態である。

これから、計画的に消防団服制基準に変更された活動服の貸与を検討する。

#### (6) 安全確保のための装備の充実

全消防団員に対し「安全長靴」（釘の踏み抜き等から足を防護）の配備を令和 2 年度に終了したが、消防団の装備の基準の改正（平成 26 年 2 月 7 日消防庁告示第 2 号）に伴い、安全装備品に重点を置き「耐切創性手袋（ケブラー繊維）」、「ヘッドライト」などの装備品を配備する計画としている。今後も、現場活動時における安全確保用資機材について全消防団員に配備を検討していく。

#### (7) 双方向の情報伝達が可能な装備の導入

消防団の情報収集、共有、発信機能を強化するとともに、他機関との連絡の円滑化に資する「携帯用無線機」や「トランシーバー」等の双方向の情報伝達可能な装備を基準に近づけ配備を計画する。

#### (8) 団旗の更新

団旗は、紫外線劣化による色あせや、フレンジのほつれ、竿頭や旗棒も痛んでいる状態である。鹿角市消防団のシンボルでもあり、崇高で威厳のある消防団を象徴した旗であるため、更新を検討する。

### 第3 施設・装備の適正配置と譲渡

現在の消防体制は、密集地の人口減や道路網整備による地理の変貌、及び「消防力の整備指針」（平成 17 年改正）により、消防力の守備範囲が再考され現体制となっている。自主防災組織の育成強化が求められている現状を踏まえ、消防団統廃合計画により余剰となった資機材については求めがある自主防災組織等へ譲渡を行っていく。また、今後は消防団拠点施設の改修による長寿命化、統廃合、計画的な拠点施設の整備を行っていく。

#### (1) 消防団拠点施設の整備

消防団拠点施設については、整備計画案に基づき市の担当部局と協議し、施設の整備を進める。長期的な課題として、消防団拠点施設の分団内及び地区内における統廃合も視野に入れる。

#### (2) 小型動力ポンプと器具置き場の譲渡

消防団統廃合計画により、余剰となる小型動力ポンプ〇〇台と、器具置き場〇〇施設は、求めがある自主防災組織等へ譲渡を進める。

#### (3) 軽積載車の導入

別表1により、隣接するポンプ自動車や小型動力ポンプ付き積載車の守備範囲内にある積載車（普通貨物）については、地域性も考慮して車両更新時に軽積載車（軽貨物）への整備を進める。長期的には、消防力を損なわない範囲で更に軽積載車の導入を検討する。

#### (4) ホース乾燥柱の整備

老朽化が著しいホース乾燥塔は、安全性を高めたホース乾燥柱に変更し、消防団活動拠点施設とともに整備する。

#### (5) 消防水利の整備の促進

消防水利充足率の低い地域へ消防水利（防火水槽・消火栓）の設置を重点的に促進する。

### **第4 訓練大会、出初め式及び教養訓練の充実強化・自主防災組織等との連携**

出初め式では効率的な運営を図りながら、市民に向け、SNSを利用し、魅力ある消防団活動を発信していく。

さらに、団員の教養訓練の充実強化を推進するとともに、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織と連携、また将来の地域防災を担う高校生の消防活動への理解と人材育成を目指す。

#### (1) 団員主導による訓練大会の運営

支部訓練大会では時間短縮化が図られ、職団員一丸となって運営が行われている。今後は、団員の高い技術力を競い合える大会を目指しながら、団員の希望を踏まえて大会運営を進める。

また、婦人防火クラブや自主防災組織等との共働、幼少年消防クラブ員によるアトラクションや軽可搬ポンプ操法を披露し、幼年期から地域防災に関する意識付けを行い、防火思想の普及を図る。

## (2) 出初め式の簡素化

出初め式は、屋内行事（表彰式）を文化の杜交流館コモッセ、屋外行事（観閲・分列行進）を花輪大町・新町商店街と二つの会場で実施している。長年1月4日開催しているが、仕事始めと重なるため今後参加しやすい環境を整備するため、開催日について、土日開催も視野に入れ協議を進める。

## (3) 教養研修の強化、資格支援

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。第2次基本計画を一新し、団員のニーズに合わせて教養研修を進める。

平成29年6月以降、普通自動車免許を取得した消防団員は車両総重量3.5トン以上の消防自動車を運転できず、将来的に消防団活動に支障が生じるおそれがあり、今後、準中型型免許等の資格取得に係る支援を検討する。

## (4) 自主防災組織等への参画と連携

市自主防災組織の結成率は60.75%（令和4年3月末現在）と県内平均より低く、消防団としても地域における防災体制の強化のため、将来にわたり地域防災力の中核として活動に指導的な役割を担っていかなければならない。そのために自主防災組織が実施する訓練には、地元団員が参画し、知識、技能を生かしながら災害に強い街づくりを目指し、将来の地域防災を担う高校生に対して、地域内において団員との交流、活動を通じて消防活動への理解と人材育成を図る。

## 第5 出動計画の見直し

現行の出場区分は地区及び分団の所轄に拘ることなく、分団管轄区域のほぼ中心から半径およそ4キロメートル（注1）を第1出場の守備範囲として、一刻も早い現場到着を想定した出場区分としている。（注1：半径4キロメートルの根拠は、毎時53キロメートル「市街地及び山間地走行時速」で、約4.5分以内で現場到着を想定したもの。）

消防団員数の減少により組織改編が進められており、引き続き地域の実情、消防力を総合的に判断し、再編成を行っていく。

また、別表2は、「建物火災」の出場区分として示したものであるが、「その他の火災」についても消防団の招集時には同様の区分とし、「車両火災」及び「林野火災」においては、管轄区域への出場を原則とする。

### (1) 第1出場の口数強化

火元建物の防ぎよと隣接建物への類焼防止に7口以上、水利中継に3口以上とし、計10口以上配備して、初動体制で十分に余裕の持った消防力とする。

なお、口数はポンプ車で2口放水、小型動力ポンプで1口放水を基本とする。

## (2) 第2出場体制の整備

異常気象や特異火災などにより被害拡大が想定される場合には、延焼阻止及び水利確保に5口以上の増強をする。

## 第6 安全管理体制

消防団員の公務災害の防止を図り、円滑な消防活動を実践するために、安全管理にあたる幹部団員に適切な安全教育を行っていく。

### (1) 安全教育の実施

鹿角市消防団安全管理規程に基づく安全担当者となった団員に対し、安全管理の趣旨と幹部団員としての役割を理解してもらい、部下団員に対する安全教育と適切な安全管理の業務遂行に当たる。

### (2) 特殊活動及び公務災害の検証（フィードバック）

近年の各種災害の事象は複雑多様化とともに大規模化の様相を強めており、過去に示された安全管理マニュアルでは想定もされていなかったような災害等が発生し、さらには警防活動時以外にも訓練時等での公務による死傷事案も依然として発生し、ほぼ毎年のように事故等で消防職団員の尊い命が犠牲になっている。

組織の安全管理体制を整備するとともに検証を行い、消防団員の安全管理知識の向上のための教育用教材等として活用し、今後どのような自然災害の発生があっても人的資源の損失を引き起こさないために、知識や経験等の蓄積や共有を進めていく。

(付則)

この計画は、令和5年4月1日から実施する。